

## 第31回 総合特別区域評価・調査検討会

### ○ 議題

- 1 総合特区評価における「専門家所見の加味」（±1の付加）の影響について（宿題への回答）
- 2 総合特区の事後評価基準について（再検討後の一部修正）
- 3 アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区の区域拡大について

### ○ 資料

- 1 議事次第
- 2 総合特区評価における「専門家所見の加味」（±1の付加）の影響について【非公開】
- 3 総合特区の事後評価基準（新旧）
- 4 アジアNo1. 航空宇宙産業クラスター形成特区 変更申請関係書類
- 5 追加指定地方公共団体における取組内容等

(新)

## 総合特別区域の事後評価基準

## 1. 事後評価の方法

総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。

## 2. 専門家評価

## (1) 目標に向けた取組の進捗に関する評価

## i) 取組の進捗について

- 評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。

## ① 定量的数値の進捗度

- 数値目標に係る定量的数値の進捗度は、各年度の目標に対する実績値の割合等から自動的に判定する（5～1の5段階（※））。このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

※：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合等
5	100%以上
4	80%以上 100%未満
3	60%以上 80%未満
2	40%以上 60%未満
1	40%未満

- 評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）により行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。

注) 数値に関係する「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

## ② 代替指標による進捗度の測定

- 計画初期から中期に具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場合、代替指標として、特許数、論文数等）。この場合、専門家委員は、設定された代替指標の妥当性について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。
- 代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合等から自動的に進捗度を判定する（上記①に同じ）。

(旧)

## 総合特別区域の事後評価基準

## 1. 事後評価の方法

総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。

## 2. 専門家評価

## (1) 目標に向けた取組の進捗に関する評価

## i) 取組の進捗について

- 評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。

## ① 毎年度の数値目標及びその実績値

- それぞれの総合特区において5年程度後の目標を設定しているが、新たに設定する各年度の目標に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定する（A～Eの5段階（※1））。このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

※1：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	計画以上に取組が進捗している
B	80%以上 100%未満	おおむね計画通り取組が進捗している
C	60%以上 80%未満	取組にやや遅れがみられる
D	40%以上 60%未満	取組の進捗に遅れがある
E	40%未満	取組の進捗に大きな遅れがある

- 評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）にて行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を把握可能、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。

- また、計画作成時に立てた総合特区の最終目標（原則として指定申請時と同一）及び各年度の目標は、変更を行わないことを基本とする。

注) 数値に関係する「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

## ② 代替指標による進捗度測定

- 計画初期から中期には具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場合、代替指標として、特許数、論文数等）。
- 代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定（A～Eの5段階（※1）。上記①に同じ）
- 認定計画書に記載した評価指標について、計画期間の途中段階では使用できない理由を記載するとともに、設定した代替指標が目標達成に寄与するものとなっているか等、専門家委

(新)

③ 定性的評価に対する専門家の評価

- ・ 数値の集計が困難な場合には、評価対象年度に行った事業等の取組について、地方公共団体は定性的に記述するものとする。この場合、専門家委員は、この記述内容について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。

ii) 取組の方向性に対する評価

目標に対する取組(規制の特例措置を活用するものを含む。)の進捗状況を踏まえた課題の把握や分析、これらを踏まえた取組の方向性(改善策等)並びに代替指標が設定されている場合の当該指標の妥当性及び定性的評価における記述が、適当であるか否かについて、専門家委員が5段階で評価する。

<判定基準>

- 5: 著しく優れている
- 4: 十分に優れている
- 3: 適当である
- 2: 適当であると認めるには不十分である
- 1: 適当であるとは認められない

(旧)

員が評価する。(目標設定の考え方等が優れている(+1)、妥当である(±0)、改善の余地がある(-1))。

③ 認定計画書に記載した目標に対する取組の定性的評価

- ・ 数値の集計が困難な場合には、目標の達成に向けた取組の状況について、評価対象年度に行った事業等の取組について地方公共団体が定性的に振り返った記述に対し、専門家委員が下記の基準により点数付けを行う。

<判定基準>

- A: 計画以上に取組が進捗していると認められる
- B: おおむね計画通り取組が進捗していると認められる
- C: 取組にやや遅れが認められる
- D: 取組の進捗に遅れがあると認められる
- E: 取組の進捗に大きな遅れがあると認められる

- ・ 指定前の状況である前年度の数値は、「参考」として用いることとする。(②の代替指標の場合も同じ。)

○目標設定の考え方や数値の根拠等

- a) ・ 目標設定の考え方及び数値の根拠(認定計画書に記載した目標に対する実績評価及び代替指標に基づく実績評価の場合)

・ 目標設定の考え方及び計画の進行管理の方法(定性的評価の場合)

- b) 各事業の連携による効果(共通記載事項)

進捗度を算出するに当たっての前提となる、①各年度の目標設定の考え方、②数値の根拠又は計画の進行管理の方法、③各事業の連携による効果につき、専門家委員が妥当性を評価する。(目標設定の考え方等が優れている(+1)、妥当である(±0)、改善の余地がある(-1))。加点又は減点を行う場合は専門家委員が要点をコメントする。

なお、この場合、進捗度が外部要因による数値への大幅な影響等があること等を地方公共団体が記載している場合は、これについても加えて評価する。

ii) 今後の取組の方向性

目標に対する取組(規制の特例措置を活用するものを含む。)の進捗状況を踏まえた課題の把握やこれらを踏まえた次年度以降の取組の方向性(改善策等)が、適正であるか否かについて、専門家委員が5段階で評価する。

<判定基準>

- A: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が極めて適正であると認められる
- B: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が十分に適正であると認められる
- C: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認められる
- D: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認めるには不十分である

(新)

**(2) 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価**

①規制の特例措置を活用した事業等に関する評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が5段階で評価する。

<判定基準>

- 5: 著しく優れている
- 4: 十分に優れている
- 3: 適当である
- 2: 適当であると認めるには不十分である
- 1: 適当であるとは認められない

**(3) 総合評価**

地方公共団体が取りまとめた評価書のうち総合評価に関する記述の内容はもとより、上記(1)及び(2)を含む評価項目全般について相互の連携や効果を考慮しつつ、地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているかについて、専門家委員が要因分析や今後の取組への助言を含めたコメントを行うとともに、5段階で評価する。

また、地方公共団体が取りまとめた評価書に、現地調査の指摘事項に対する記述や「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」の添付がある場合は、これを考慮する。

<判定基準>

- 5: 著しく優れている
- 4: 十分に優れている
- 3: 適当である
- 2: 適当であると認めるには不十分である
- 1: 適当であるとは認められない

(旧)

E: 取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認められない

**(2) 支援措置の活用と地域独自の取組の状況**

①規制の特例措置を活用した事業等の評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が5段階で評価する。

<判定基準>

- A: 規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）の活用や地域独自の取組が極めて十分に行われていると認められる
- B: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が十分に行われていると認められる
- C: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認められる
- D: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認めるには不十分である
- E: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われているとは認められない

**(3) 総合評価**

地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているか、評価項目全般について要因分析や今後の取組への助言を含めた定性的なコメント及び5段階で、専門家委員が評価。

総合評価に当たっては、(1)の目標に向けた取組の進捗に関する評価（A～E）と(2)の規制の特例措置等の活用等に係る評価（A～E）の平均値に、③現地調査時の指摘事項に対する対応状況（評点なし）及び④地方公共団体による総合評価（評点なし）を加味して総合評価の評価点を算出する。

なお、地方公共団体が取りまとめた「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」について、代替指標・定性的な事業進捗との比較分析に係る評価を行うこととし、これも加味して総合評価する。

（例：現地調査の指摘事項に対する対応等が優れていると認められる場合は1段階上げ、対応等が不十分と認められる場合は総合評価を1段階下げることとする。）

<判定基準>

- A: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れていると認められる
- B: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が十分に優れていると認められる
- C: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認められる
- D: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認めるには不十分である
- E: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であるとは認められない

(新)

(4) 評価結果

(1) から (3) の評価の点数を平均した結果、4.5 以上を A、3.5 以上 4.5 未満を B、2.5 以上 3.5 未満を C、1.5 以上 2.5 未満を D、1.5 未満を E と表記し、その評価の判定は次のとおりとする。

A: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が著しく優れている。

B: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が十分に優れている。

C: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当である。

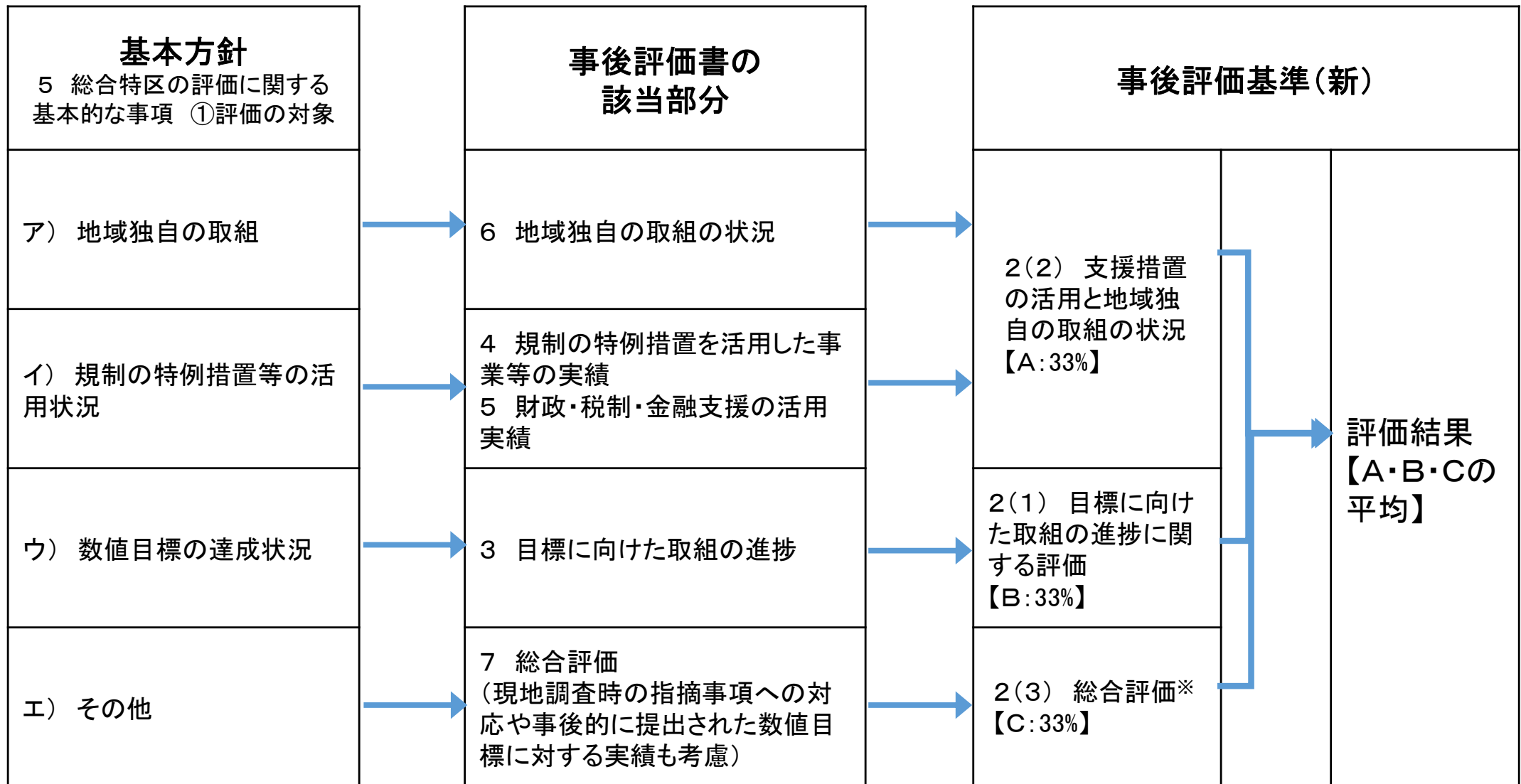
D: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認めるのは不十分である。

E: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認められない。

# 事後評価基準の考え方の整理



## ○評価方法(新)

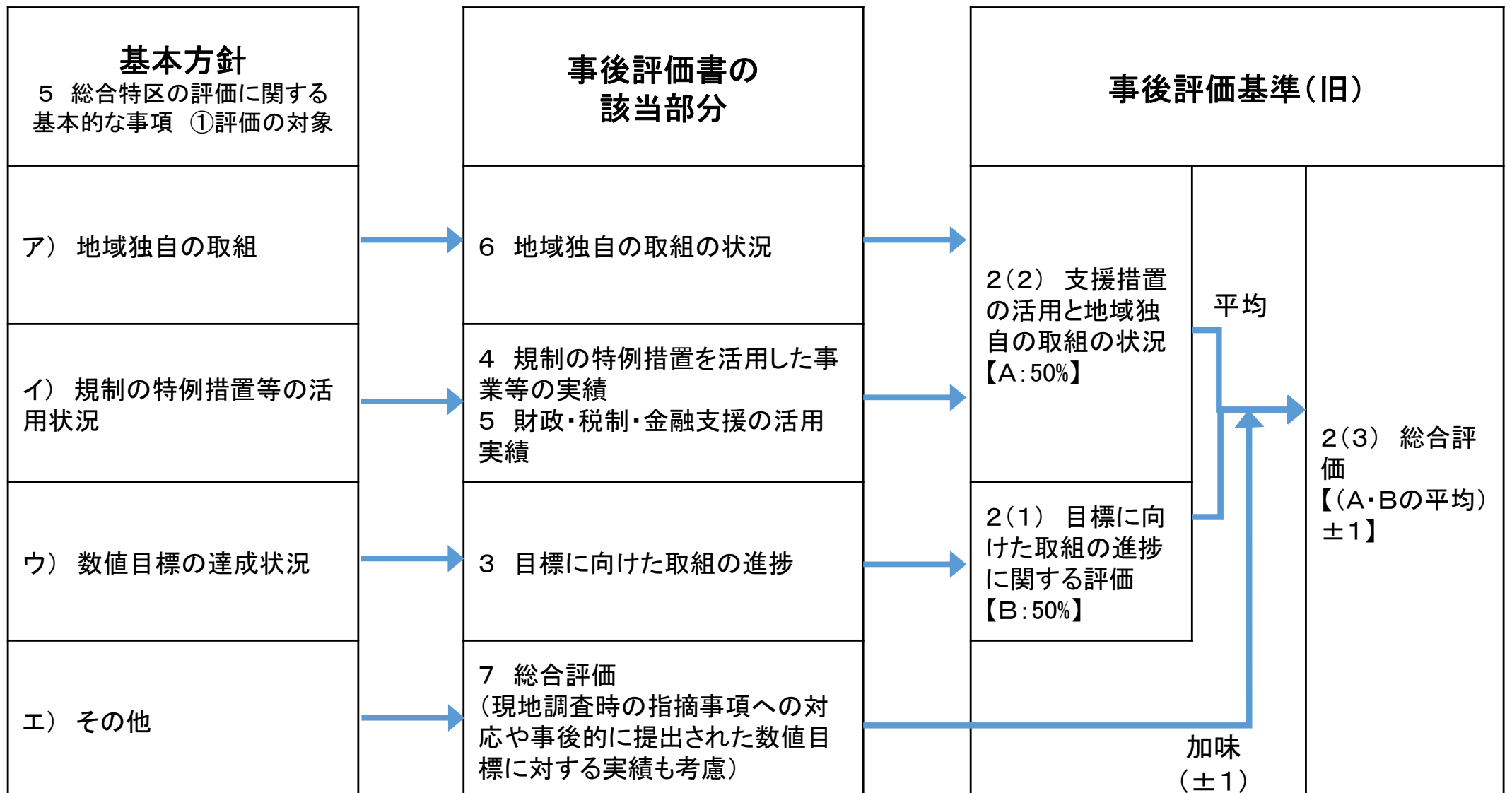


※左記の項目に加え、2(1)及び2(2)を含む評価項目全般について相互の連携や効果を考慮しつつ、地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているかについて専門家委員が要因分析や今後の取組への助言を含めたコメントを行うとともに、5段階で評価する。

# 事後評価基準の考え方の整理



## ○評価方法(旧)



# アジア No.1 航空宇宙産業 クラスター形成特区

## 変更申請関係書類

## 1 総合特区の名称

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

## 2 指定時期及び計画認定時期

平成 23 年 12 月 22 日指定

平成 24 年 3 月 9 日認定

## 3 区域変更の内容

### (現行区域)

愛知県名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、

岐阜県岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、安八町、坂祝町、川辺町、御嵩町、

三重県津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曾岬町、長野県飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、静岡県浜松市

### (追加区域)

愛知県江南市、新城市、岐阜県中津川市、輪之内町、大野町、三重県東員町

## 4 区域の追加の必要性等

### ① 区域指定、区域変更に関するこれまでの経緯

- ・黎明期より、当該地区は我が国の航空機生産の中心であった。
- ・現在では、大手メーカー（3重工）、大手メーカーを支える関連中小企業、メーカーに炭素繊維複合材料を提供する東レ株式会社等、航空機産業を支える関連企業が数多く、愛知県、岐阜県、三重県等に集積している。
- ・平成23年12月、今後、さらに成長が期待される航空宇宙産業について、世界での我が国の地位を高め、当該地区における航空機産業関連企業の集積を一層強化し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点を形成すべく、設備投資等の計画が明確である上記3重工、東レ株式会社の事業地等に限定して、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」が指定された。



- その後、航空機の増産の動きがさらに進展し、大手メーカーのみならず、これらを下支えする関連中小企業等における設備投資を促進させる必要性が生じた。
- 上記の状況を受けて、平成25年6月、事業熟度の高い関連中小企業等を対象とした区域拡大（三重県等の追加）を申請し、指定を受けた。（平成25年10月）
- また、上記の特区拡大申請（平成25年6月）後、ボーイング787-10の製造スケジュールが具体化し、これに伴い、川崎重工業㈱名古屋第一工場地区において工場用地を拡張する必要が生じたため、平成26年1月、区域の変更申請を行い、指定を受けた（平成26年3月）。
- さらに、ボーイング787の大幅な増産やMRJのプロジェクトが順調に進んでおり、こうした勢いを加速することを目指し、平成26年4月、長野県・静岡県までの区域拡大を申請し、指定を受けた（平成26年6月）。

## ② 航空機産業を巡る状況の進展

- 平成25年10月に、ボーイング787について、製造レートの上方向修正（現在は月産10機→平成28年に月産12機→平成31年には月産14機とする予定）が発表されている。
- 平成29年には、現行ボーイング777シリーズの後継機となる次世代大型旅客機777Xの製造も開始される。
- 我が国初の国産ジェット旅客機のMRJについて、平成26年7月に、県営名古屋空港隣接地への量産工場の立地が決定した。
- 現在、MRJ試験機の製造が進められており、平成27年4～6月期に初飛行、平成29年4～6月期の量産初号機納入を目指している。
- 上記のとおり航空機増産の動きが更に高まった結果、現在も完成機メーカー等に2次部品等を提供している愛知、岐阜、三重の関連工場が、具体的に設備投資を行う動きが見込まれているところである。

## ③ 追加する地域の特徴

- 愛知県江南市は、既に特区へ参画している航空宇宙関連企業が多く集積している愛知県小牧市及び岐阜県各務原市などに隣接し、好立地条件を活かし、今後、航空宇宙関連企業の立地が見込まれる地域である。
- 愛知県新城市では、新東名高速道路ICの設置が予定されており、同高速道路開通後には、航空宇宙関連企業が多く集まる愛知県名古屋市及び静岡県浜松市などへのアクセスも非常によくなることから、今後、多くの航空宇宙関連企業の立地が見込まれる地域である。
- 岐阜県中津川市は、電気機械器具、自動車関連など岐阜県内でも上位の製造品出荷額を誇る工業都市である。また、地理的にも高速道路の利用により愛知県小牧市や岐阜県各務原市、関市などへも1時間圏内であり、既に特区へ

参画する長野県飯田市とも隣接するなどの好条件を活かし、今後、航空宇宙産業への積極的な参入が見込まれる地域である。

- 岐阜県輪之内町は、大垣IC、岐阜羽島ICに近接するなど好立地条件を持つ。更には岐阜県南部に位置することから、航空宇宙産業が集積する伊勢湾臨海部へのアクセスも非常によい環境にあり、今後、多くの航空宇宙産業関連企業の立地が見込まれる地域である。
- 岐阜県大野町では、東海環状自動車道西回りルートICの設置が予定されており、同自動車道開通後には、航空宇宙産業が集積する伊勢湾臨海部から岐阜県各務原市、関市などへのアクセスも非常によくなることから、今後、多くの航空宇宙産業関連企業の立地が見込まれる地域である。
- 三重県東員町は、既に特区として指定を受けている桑名市、いなべ市、木曽岬町とともに桑員地域として、愛知県、岐阜県とも地理的なつながりが深く、大手メーカーの製造拠点となっている。また、企業立地促進法に基づく「桑員地域産業活性化基本計画」において、中部地域と連携しながら航空宇宙関連産業クラスターの構築を目指すこととしている。

#### ④ 区域追加の必要性

- ボーイング787の大幅な増産やMRJのプロジェクトに対応し、海外企業との競争を勝ち抜き、受注を獲得するためには、独自の技術を有する以下の企業（\*1）始め5企業及び企業誘致予定地（\*2）における設備投資を促進させ、その生産能力を向上させることが不可欠である。よって、事業熟度の高い関連中小企業等を対象とした、区域の追加を要望するものである。
- なお、関係企業、自治体（6市町）からも当特区に加わることを通じて、航空機産業のさらなる集積・機能強化を図りたいとの意向が示されている。
- 今回要望の区域の追加により、より厚みをもった“フルセット”型のクラスターとして、当特区の機能がさらに強化されることが期待される。

（\*1）株式会社K（岐阜県中津川市）

- ボーイング787の機体の主翼部分の装備に係る部品の製造
- MRJの機体の主翼部分の装備に係る部品の製造

E 株式会社（三重県東員町）

- ボーイング787等の機体生産に係る治工具の製造

（\*2）江南市内において、ボーイング787等のエンジン部品の生産を行う企業の誘致

#### ⑤ 今回の区域の追加が特区計画の目標に与える影響について

- 平成26年6月に、長野県・静岡県までの区域拡大の指定を受けたことを踏まえ、平成26年8月に、特区計画の変更報告を行い、目標を上方修正したところである。

- ・今回は、他県への区域拡大といった大きな変更はなく、区域の小規模な追加にとどまるため、目標に与える影響は小さい。

(参考) 前回、長野県、静岡県等を区域追加した際の数値目標の変更

長野県及び静岡県の区域拡大に伴い、「生産高」、「雇用者数」、「輸出額」の数値目標について、長野県、静岡県において見込まれる増加率(具体的には、工業統計調査(平成22年)の「航空機・同付属品製造業」の製造品出荷額について、両県の全国シェア(1.3%))を変更前の数値目標に加えた。

1) 航空宇宙産業の生産高(平成27年度目標) :

(変更前) 0.9兆円⇒(変更後) 0.92兆円

2) 航空宇宙産業の雇用者数(平成27年度目標) :

(変更前) 20千人⇒(変更後) 20.5千人

3) 航空宇宙関連輸出額(平成27年度目標) :

(変更前) 24百億円⇒(変更後) 24.6百億円

4) 工場等の新增設件数(平成27年度目標) :

(変更前) 22件⇒(変更後) 25件

5) 我が国の航空宇宙産業の国際市場シェア(平成27年度目標) :

4%⇒変更なし

※シェアに影響を与えるほどの生産高増を見込んでいないため

代替) 中部5県における航空機部品の生産高(平成27年度目標) :

(変更前) 5,600億円⇒(変更後) 5,800億円

代替) 名古屋税関管内の航空機類輸出金額(平成27年度目標) :

18.8百億円⇒変更なし

※名古屋税関管内(愛知、岐阜、三重、長野、静岡)の数値のため

# 航空宇宙産業クラスターの充実に向けた特区の区域の追加の必要性

## <背景・考え方>

- ◇ 特区申請時の事業が順調に進展しており、今後、さらに航空機増産の動きが見込まれる。こうした動きを踏まえ、当地域を中心とする我が国の航空機産業が、高い生産性を発揮し、国際競争力のあるものとして発展していくためには、設備投資等の計画が明確である企業等を加え、生産機能により厚みを持つ、“フルセット”型のクラスターとしての拡大・強化を図る必要がある。

## <区域変更の過程>

第Ⅰ期 (H23年12月)	中核的生産拠点の形成	大手機体メーカーの生産拡大
第Ⅱ期 (H25年10月)	中核的生産拠点の拡充、中堅・中小 サプライヤー群の取り込み	大手機体メーカーと関連中小企業等 が一体となったクラスターの形成
第Ⅲ期 (H26年6月)	生産機能の強化(ボーイング787の 製造増産等に伴う中堅・中小サブ ライヤーの追加)	長野・静岡の特徴ある企業等の設備投資 計画の具現化を踏まえ、厚みを持った フルセット型クラスターとして機能強化
第Ⅳ期 (H27年予定)	さらなる生産機能の強化(ボーイング 787の製造増産等に伴う中堅・中小 サプライヤーの追加)	愛知・岐阜・三重・静岡・長野県内における関連 中小企業等の設備投資計画の具現化を踏まえ、 より厚みを持ったフルセット型クラスターとして 機能強化



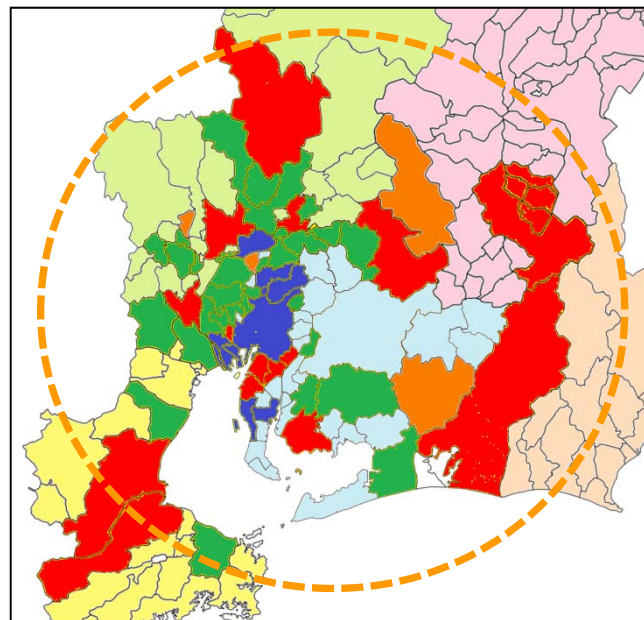
# 「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」のめざす姿、イメージ

## 【めざす姿】

研究開発から設計、製造、保守管理までの一貫体制を構築

## 【特区による具現化】

- ・大手機体メーカーの生産・研究能力の拡充
- ・関連中堅・中小企業の生産の拡大・効率化
- ・幅広く厚みを持った航空機産業の集積促進

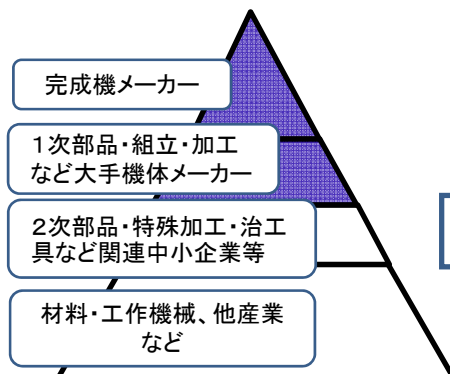


## <対象企業のイメージ>

### 第Ⅰ期

(当初指定)

※H23年12月22日

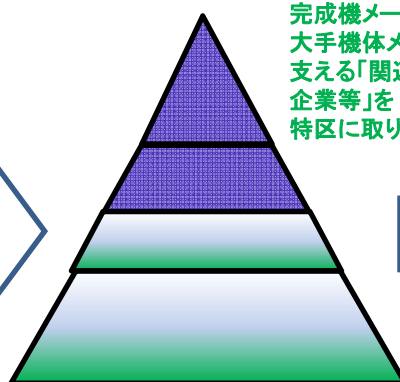


### 第Ⅱ期

(三重県追加)

※H25年10月11日

完成機メーカー、  
大手機体メーカーを  
支える「関連中小  
企業等」を  
特区に取り込み

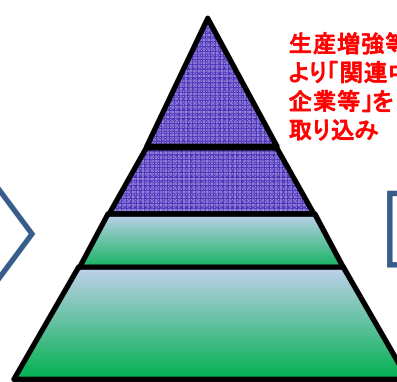


### 第Ⅲ期

(長野・静岡県追加)

※H26年6月26日

生産増強等により「関連中小  
企業等」を  
取り込み

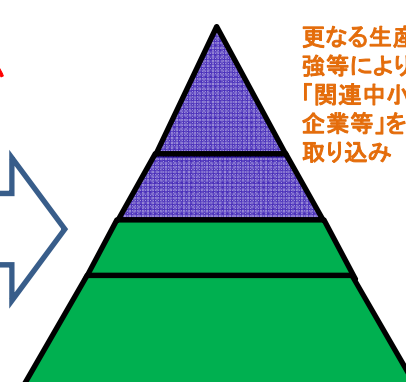


### 第Ⅳ期

(5県内での追加)

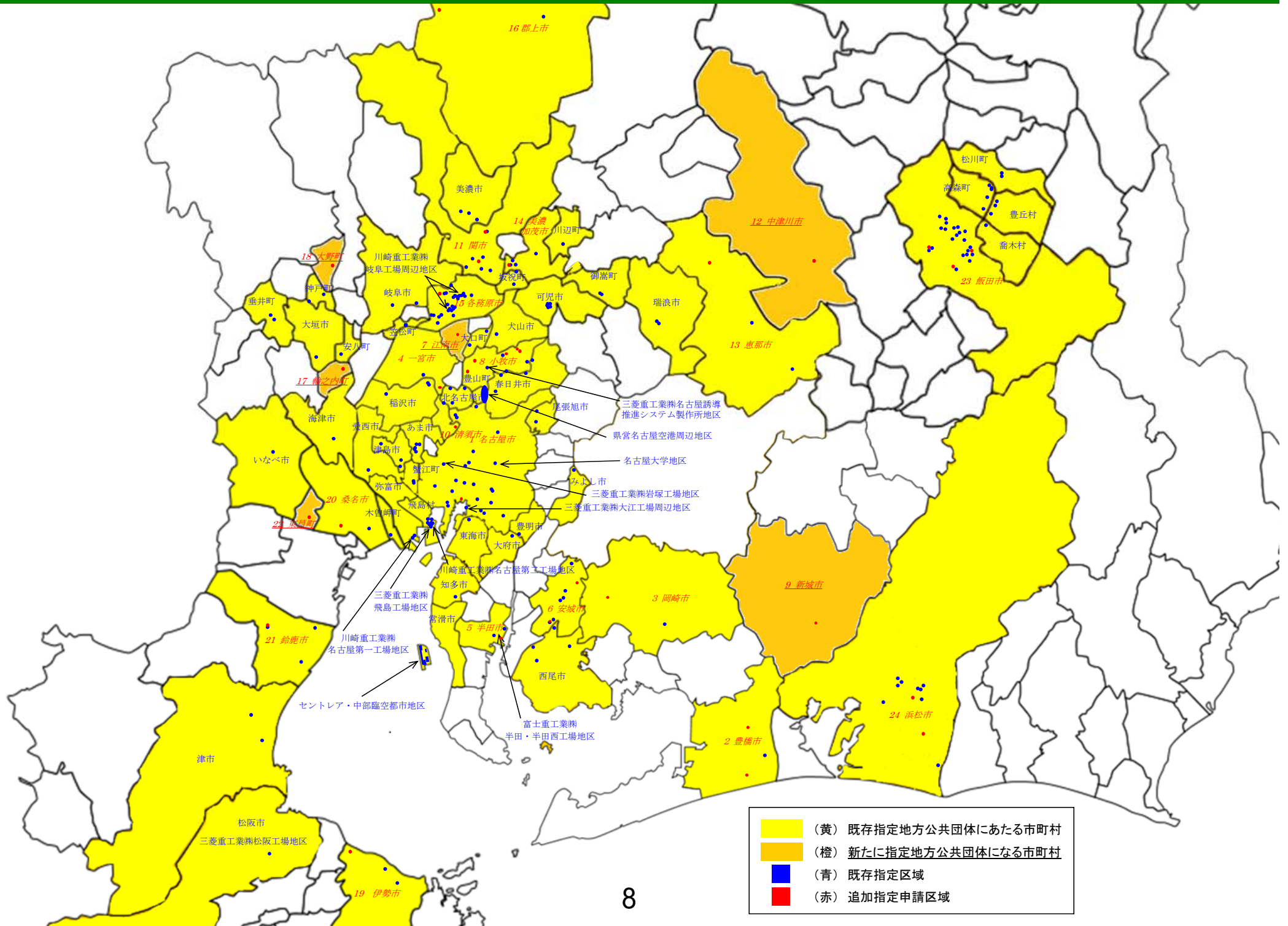
※H27(今回)

更なる生産増強等により「関連中小  
企業等」を  
取り込み





# 「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」全体区域図



## 追加指定地方公共団体における取組内容等

自治体	取組内容等	活用予定の支援措置 (追加があり得る)
江南市	<p>(区域の概要) 複合材料を使用する航空機の生産等に関わる企業を誘致する、航空宇宙産業クラスターの拠点としてふさわしい区域</p> <p>(区域設定の根拠) ボーイング787等量産事業などに関連し、クラスターの裾野を強化する区域のため</p> <p>(実施事業の概要) 当地域で製造するボーイング787等のエンジン部品の生産を行う企業の誘致</p> <p>(推進効果) 航空機部品の製造を通じ、ボーイング787等量産事業の円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>【税制】 設備等投資促進税制</p> <p>【金融】 利子補給金</p>
新城市	<p>(区域の概要) 複合材料を使用する航空機及びMRJの部品生産等に関わる企業が立地する、航空宇宙産業クラスターの拠点としてふさわしい区域</p> <p>(区域設定の根拠) ボーイング787等量産事業及びMRJプロジェクト事業などに関し、クラスターの裾野を強化する区域のため</p> <p>(実施事業の概要) 当地域で製造するボーイング777、787及びエアバスA350の胴体部分並びにMRJの尾翼部分の塗装工程及び組立工程に係るオーバーヘッド型及びフロア型コンペアの製造</p> <p>(推進効果) 塗装工程、組立工程向け精度の高いコンペア製造を通じ、ボーイング787等量産事業及びMRJプロジェクト事業などの円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力の強化に貢献する。</p>	<p>【規制】 緑地規制</p> <p>【税制】 設備投資促進税制</p> <p>【金融】 利子補給金</p>
中津川市	<p>(区域の概要) ボーイング787をはじめとする複合材料を使用する航空機及びMRJの部品生産等に関わる企業が立地する、航空宇宙産業クラスターの拠点としてふさわしい区域</p> <p>(区域設定の根拠) ボーイング787等量産事業及びMRJプロジェクト事業に関連し、クラスターの裾野を強化する区域のため</p> <p>(実施事業の概要) 当地域で製造するボーイング787及びMRJの機体の主翼部分の装備に係る部品を製造</p> <p>(推進効果) 航空機の主翼部分の装備に関わる部品の製造を通じ、ボーイング787等量産事業、MRJプロジェクトなどの円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>【規制】 緑地規制の緩和</p> <p>【税制】 設備等投資促進税制</p> <p>【金融】 利子補給金</p>
輪之内町	<p>(区域の概要) ボーイング787をはじめとする複合材料を使用する航空機の部品生産等に関わる企業が立地する、航空宇宙産業クラスターの拠点としてふさわしい区域</p> <p>(区域設定の根拠) ボーイング787等量産事業に関連し、クラスターの裾野を強化する区域のため</p> <p>(実施事業の概要) 当地域で製造するボーイング787、777の機体部品の切削加工</p> <p>(推進効果) 航空機の機体部品の切削加工を通じ、ボーイング787等量産事業などの円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>【税制】 設備等投資促進税制</p> <p>【金融】 利子補給金</p>
大野町	<p>(区域の概要) ボーイング787をはじめとする複合材料を使用する航空機の部品生産等に関わる企業が立地する、航空宇宙産業クラスターの拠点としてふさわしい区域</p> <p>(区域設定の根拠) ボーイング787等量産事業に関連し、クラスターの裾野を強化する区域のため</p> <p>(実施事業の概要) 当地域で製造するボーイング787等の機体(主翼部分)生産に係る治工具を製造</p> <p>(推進効果) 航空機の機体部品の治工具の製造を通じ、ボーイング787等量産事業などの円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>【規制】 緑地規制の緩和</p> <p>【税制】 設備等投資促進税制</p> <p>【金融】 利子補給金</p>
東員町	<p>(区域の概要) 複合材料を使用する航空機の部品生産等に関わる企業が立地する、航空宇宙産業クラスターの拠点としてふさわしい区域</p> <p>(区域設定の根拠) ボーイング787等量産事業などに関連し、クラスターの裾野を強化する区域のため</p> <p>(実施事業の概要) 当地域で製造するボーイング787等の機体生産に係る治工具を製造</p> <p>(推進効果) 治工具の製造を通じ、ボーイング787等量産事業などの円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する</p>	<p>【税制】 設備等投資促進税制</p> <p>【金融】 利子補給金</p>